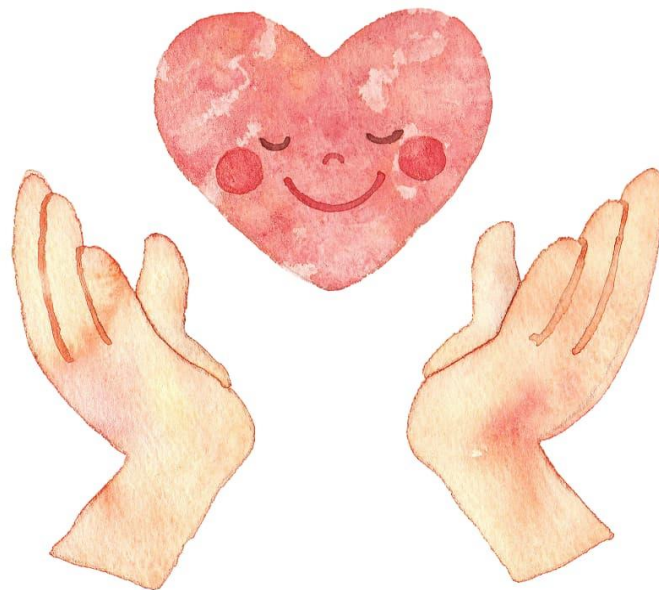


芽室町の子どもたちの保育と教育に関わるみなさんへ

虐待対応の手引き

大人ができること・必要なこと



芽 室 町
芽室町要保護児童対策地域協議会

はじめに

わが町は、障がいのあるなしに関わらず、どの子にとっても安心して暮らしたり、学んだりすることのできる町づくりを目指し、幼稚園や保育所（園）、小中学校などとの連携を大切に、様々な取り組みを進めています（芽室町発達支援システム）。町の子どもたちは、この芽室町発達支援システムのもと、たくさんの大人たちとの関わりと連携を通して、切れ目のない保育や教育を受けています。

この手引きは、子どもたちを虐待から守るため、子どもたちの一番近くにいる大人が、連携して支援に臨めるよう基本的な対応方法についてまとめました。ここでの「大人」とは、保育所（園）、幼稚園などの幼児施設、子どもセンター、小中学校の教職員のみならず、町の子どもたちに関わるすべての人をさします。

児童虐待には、様々な背景や要因があり、一つの機関では対応が困難な場合が少なくなありません。そのため、「虐待」が疑われるケースに遭遇した時に、私たち大人（関係者）が1つのチームとなり、迷いなく、的確に、そして迅速に対応することが求められます。当然のことながら、子どもの命に直結する事案もあり、マニュアルだけでは十分対応しきれないケースもあることでしょう。しかしながら、様々なケースを通して学ぶことも、また町の子どもたちの命や安心・安全につながると信じています。

芽室町の子どもたちが安心・安全に暮らし、健やかな成長ができるよう、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。力を合わせて支援を進めましょう。

令和3年4月

芽室町

芽室町要保護児童対策地域協議会

児童虐待に対応するために

児童虐待への対応は、これまで、ともすれば、もっぱら児童相談所等を中心として福祉行政の課題であるという考えが強くありました。しかし、これは大きな誤りです。児童虐待は、いまや、国の社会全体にとっても大きな問題となっており、学校等も含めた社会全体で、この問題の解決のために早急に対応していくことが求められるようになっていきます。また、最近では、いじめや不登校など、学校における諸課題の背景として、児童虐待の問題が影響を与えているケースも少なくないこともわかってきました。

児童虐待は、たいへん複雑な現象です。それは、親と子であれば誰もが経験するストレスや発達上のつまずきが、適切な支えのないままに不幸な連鎖を起こした結果として表れてきます。保護者を批判したり、子どもに同情したりするだけの一面的な考え方では本当の解決には至りません。

児童虐待の問題は、どんなにすぐれた専門家でも、ひとりで抱え込んで解決することはできません。さまざまな立場と役割をもった人々が、力を合わせることによって初めて解決の道筋が見えてきます。

児童虐待に対応するということの目標は、保護者と子どもの関係を支え、救うということです。たとえ、子どもが家庭から分離されて、その後保護者との生活を二度と経験しないことになるような場合ですら、その子どもにとって保護者との関係が何であったのかという納得を得るまでの支えが必要になります。

実際の虐待事例においては、虐待の通告がなされたからといって、必ずしも、ただちに子どもが施設に保護されたり、家庭から分離されたりするわけではありません。児童相談所に通告された子どものその後の処遇を見ても、8～9割のケースは、在宅のまま、学校を含めた地域の社会資源によって、見守りと支えが続けられることになっています。

(文部科学省

「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議」資料より抜粋)

毎日子どもと過ごす大人の役割

保育士・教職員等においては、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、芽室町（子育て支援課・教育推進課）や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うことが求められます。

児童虐待防止法によって、保育士や教職員等に求められる主な役割は、以下の４点です。②に挙げた関係機関の役割や専門性を念頭に置きつつ、保育士・教職員等としての役割を果たすことが求められます。

- ① 虐待の早期発見に努めること（努力義務）【第５条第１項】
- ② 虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）【第６条】
- ③ 虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）【第５条第２項】
- ④ 虐待防止のための子供等への教育に努めること（努力義務）【第５条第３項】

このほか、虐待に係る子ども又は保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められた場合、必要な範囲で提供することができるとされています。

さらに、学校等及びその設置者においては、「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携強化について」（平成３１年２月２８日初等中等教育局等通知）にあるように、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととされています。また、保護者から威圧的な要求や暴力の行使等を受ける可能性がある場合は、即座に設置者に連絡すると同時に、設置者と連携して速やかに関係機関と情報を共有し、対応を検討すること等が重要となります。

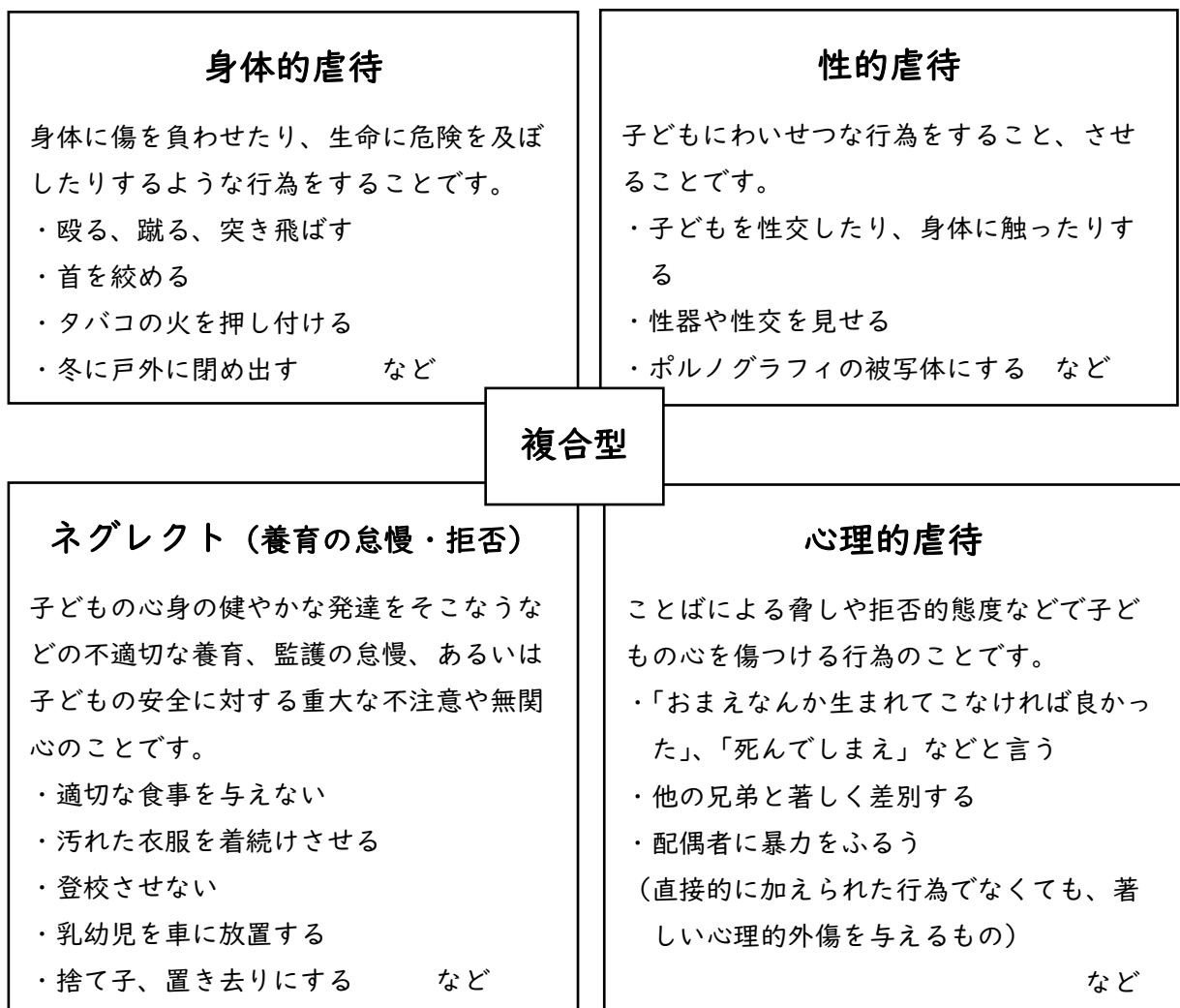


虐待を正しく理解するために

児童虐待は、幼児児童生徒の生命にかかわる問題であり、心身の成長や人格の形成など大きな影響を与えるものです。児童虐待防止のために、子どもの近くにいる大人ができることを理解し、早期発見・早期対応に努める必要があります。

○児童虐待の種類

「児童虐待」とは、保護者が子どもに対して身体的に危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないことなどによって、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達をそこなう行為のことをいいます。



日頃の観察から校内・施設内協議

○虐待に“気づく”ことが第一

虐待は、家庭という密室で起こることがほとんどです。そのため、周囲が気づくことで初めて虐待として浮かび上がってくるものであり、子どものちょっとしたサインに“気づく”ことこそが支援へ第一歩となります。また、養護教諭をはじめとする教職員、幼児施設職員は、幼児児童生徒の健康状態を日常的に観察するとともに、心身の状況を把握することにより、健康上の問題があるときは幼児児童生徒に必要な指導を行うこととされています。また、必要に応じて保護者に助言することとされています（学校保健安全法第9条）。

○気づきの視点

- ☐遅刻・欠席が多い
- ☐体調不良を訴えることが多い（保健室に行きたがる）
- ☐学習道具がそろわない
- ☐季節に合わない服装をしている。☐衣服が汚れている。異臭がする
- ☐顔、手などが不潔である
- ☐異常な食行動（がつがつ食べる・隠して食べる）
- ☐家に帰りたがらない
- ☐表情が乏しい ☐極端に無口
- ☐触れられること・近づかれることをひどく嫌がる。
- ☐乱暴な言葉づかい ☐大人への反抗的な態度
- ☐落ち着かない態度 ☐教室からの立ち歩き
- ☐性的に逸脱した行動 ☐過度なスキンシップを求める

○「何かおかしい」と感じたら

①情報収集

幼児施設・小中学校でチームを組んで、子どもの様子、保護者の様子についての情報を集め、状況判断することが大切です。

②チームでの協議

情報は協議の場で吟味します。協議では、「いちばん不安を感じている人」を大切に、虐待の「確証」を探すための協議ではなく、対応（通告、施設・校内での支援体制）について協議します。

(虐待と思われる事案の記録)

作成日： 年 月 日
時間

(ケース会議用) **アセスメントシート**

名		学		(記入者)
前		年		

【子どもの様子】

- ☐ 遅刻・欠席が多い
- ☐ 体調不良を訴えることが多い（保健室に行きたがる）
- ☐ 学習道具がそろわない
- ☐ 季節に合わない服装をしている
- ☐ 衣服が汚れている。異臭がする
- ☐ 顔、手などが不潔である
- ☐ 異常な食行動（がつがつ食べる・隠して食べる）
- ☐ 家に帰りがたらない
- ☐ 表情が乏しい
- ☐ 極端に無口
- ☐ 触れられること・近づかれることをひどく嫌がる。
- ☐ 乱暴な言葉づかい
- ☐ 大人への反抗的な態度
- ☐ 落ち着かない態度
- ☐ 教室からの立ち歩き
- ☐ 性的に逸脱した行動
- ☐ 過度なスキンシップを求める

情報を収集・総合し、
対応について施設内・校
内で協議する。
協議後、通告もしくは、施
設内・校内での支援体制
を整える。

(特記事項) だれから、いつから（頻度）、どのような状態
外傷や症状に関する本人の説明

【保護者の様子】

- ☐ 連絡が取りにくい
- ☐ 病院や歯科に連れていかない
- ☐ 家庭訪問・懇談などのキャンセルが多い
- ☐ 行事に参加しない

(特記事項)

【家族・家庭の状況】(保護者: 続柄 年齢 職業)

- ☐ 家が片付けられていない
- ☐ 学校、担任との関わりを拒む
- ☐ 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む
- ☐ 経済的な困窮を抱えている
- ☐ 親族以外の同居人の存在・不安定な婚姻状況（結婚・離婚を繰り返す等）
- ☐ 保護者の生育歴
- ☐ 養育技術の不足（知識不足、家事や育児能力の不足）
- ☐ 親族や友人などの養育支援者が近くにいない

(特記事項)

【これまでの引継ぎ等の情報】(どの だれから)

(特記事項)

【対応】(今度のサポート・次回のケース検討日など)

○虐待の種類（身体的・ネグレクト・心理的・性的・その他）
ネグレクト（栄養・情緒・身体ケア・安全・教育・医学）

○校内体制（児童・保護者対応）

○連携（子育て支援課への通告・相談 する・しない）

次回ケース会議開催

① しばらく様子を見る ②必要 1週間以内 2か月以内 ()

子ども本人から相談を

受けた場合の対応と留意点

○年齢に応じた言葉づかいを心がけ、話しやすい雰囲気にする。

(安心できる場所、他の子どもに聞かれないよう配慮)

○話した内容が保護者に知られたら困るという強い不安を持っている場合が多いため、話してくれたことは直接保護者に伝えることはしないことを伝える。

(例)「ここでのお話は、お父さんやお母さんに伝えることはしないから、安心してね。」(「あなたを守るために、専門の人に相談することがある」ことは伝える)

○子どもが話をしてくれた勇気を評価し、子どもが話す気持ちになるよう言葉かけをする。

(例)「よく話してくれたね。どうしたらよいか先生も一緒に考えてみるね。もう少し話をしてくれるかな。」

「お話をしてくれてありがとう。もう少し詳しくわくと、あなたを助けるよい方法を見つけやすくなるので、教えてくれるかな。」

○子どもが用いた言葉を大切にしながら、事実関係が曖昧な部分を確認する。

○子どもの話を遮らず、できる限り子どもの言葉で話してもらう。

○誘導により事実と異なる証言があった場合、後のケースワークに影響してしまうので、「叩かれたの？」というような誘導は避ける。

○可能な限り「それから？」でエピソードを引き出す。

(例)「うんうん、それから?」「(虐待が疑われる子どもからの証言に対して)〇〇の部分を最初から最後まで教えてくれる?」「そうか、嫌なことをされたんだね。」

○子どもの安心と安全を守るために必要な範囲で、無理のないように事実関係を確認していく。

○けがなど身体的虐待が疑われる場合は、養護教諭に見てもらうことも事実関係を把握する上では、有効である。

○緊急性が高いと想定される場合は、児童相談所や芽室町子育て支援課への通告を念頭に対応する。

通告・相談

幼児施設長・学校長等の最終的な判断のもと、通告すべきと判断した場合、通告は概ね、芽室町子育て支援課、または児童相談所のいずれかに対して行います。また、通告は、原則として幼児施設長・学校長が行います。事情によりできない場合は、どなたからの通告も受け付けます。

重篤と思われる緊急度の高いケースの場合は、児童相談所や警察に通告しましょう。その後、芽室町子育て支援課や教育推進課に連絡をします。通告の判断に迷った場合や緊急ではない場合は、芽室町子育て支援課に連絡をすることになります。

また、通告後、保護者が直接、学校や子育て支援課、児童相談所などに連絡をしてくることもあることから、対応についての関係機関の連携が大切になります。

○通告

幼児施設・学校等が通告を判断するに当たってのポイント

- ① 確証がなくても通告すること（誤りであったとしても責任は問われない）。
- ② 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること。
- ③ 保護者との関係よりも子どもの安全を優先すること。※参考資料
- ④ 通告は守秘義務違反に当たらないこと。

○通告方法

※アセスメントシートの活用

通告する場合は、まずは口頭（電話）で構いませんので、アセスメントシートを手元に用意し、以下のような情報を伝えるようにしてください。

- ①子どもの氏名、年齢・学年
- ②外傷や症状（だれから、いつから、頻度、どのような）、外傷や症状に関する本人の説明（あれば）
- ③その他、通告時に必要と思われる情報
（家族の状況・出席状況・日常的な学校での様子など）

通告後の対応

○児童相談所等への協力

通告を受けた後、芽室町子育て支援課や児童相談所は受理会議、安全確認や調査を行います。その際、幼児施設や学校等へ、個別の協力要請をすることがあります。

(1) 「安全確認」や「情報収集」時の協力

通告を受けると、芽室町子育て支援課や児童相談所は緊急受理会議を開いて、子供の安全確認（目視）の方法・時期や緊急性の判断、初期調査の項目、当面の対応方針などを決めます。

子供の安全確認については、通告から48時間以内に行わなければなりません。児童相談所等が行う安全確認は、専門の職員が学校で子供の様子などを確認することになります（通告後に、子供を下校させてしまうと、目視やスムーズな情報収集に支障をきたします）。

(2) 「一時保護」時の対応

安全確認の結果、児童相談所が子どもの安全を確保する必要があると判断した場合は、当該幼児児童生徒は、児童相談所等に一時的に保護されます。保護者の意思に反して行われることもあります。

保護の期間は、原則として2か月以内ですが、延長されることもあります。

(3) 「一時保護」解除後の対応、「在宅での支援」時の対応

- ・保護機関中の子供の情報を校内チームで共通理解
- ・見通しをもった支援
- ・日常の様子を丁寧に観察、記録
- ・学級児童への配慮、環境調整
- ・出席状況の把握、共有

虐待が及ぼす影響

身体虐待の影響は、虐待を受けていた期間、その態様、子どもの年齢や性格等により様々ですが、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響について、いくつかの共通した特徴が見られます。

身体的影響	知的発達面への影響	心理的影響
・ 外傷のほか、栄養障害や体重増加不良、低身長など。 ・ 愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもある。	・ 安心できない環境で生活することや、学校への登校もままならない場合があり、そのために、もともとの能力に比しても知的な発達が十分得られないことがある。 ・ 知覚、記憶、思考などの機能にゆがみや遅れなど。	・ 他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となるなど対人関係における問題が生じ、自己肯定感が持てない状態。 ・ 攻撃的、衝動的な行動。多動などの症状。

虐待を受けた子供への関わり

虐待は、様々な影響を子どもに及ぼします。虐待を受けた子供は、大人への不信感や恐怖感を抱いていることや自己肯定感が著しく低いことが多く、保育士・教職員は子どもの言動の背景をよく理解した上で、幼児施設や学校で安心して過ごせるように受容的に接し、不安や緊張を和らげたりすることが必要です。

- ① 安心感・安全感が感じられる、受容的な環境（教室）づくりに努める。
- ② 感情を思い通りに表現することができないことが多いことから、周囲に許容される方法を身に付けるように支援する。
- ③ 自分の行為とそれが引き起こした結果との因果関係を認めることができず、結果として周囲に責任を転嫁してしまうことなどがあるため、社会的な行動のスキルを獲得できるように支援する。
- ④ 子どもは「自分は価値のない悪い子だ」という自己イメージ、「大人は自分をいじめるものだ」という他者イメージができあがっていることが多く、これらの間違ったイメージを取り除いていくため、子供を認め、励ましていく。

関係法令について

児童虐待の防止等に関する法律第二条（虐待の定義）

第二条

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権）を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下に同じ）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及び言動をいう。第十六条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

児童虐待の防止等に関する法律第三条（児童に対する虐待の禁止）

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

児童虐待の防止等に関する法律第五条（児童虐待の早期発見等）

第五条

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するように努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律第六条（児童虐待に係る通告）

第六条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

児童福祉法第二十五条（児童虐待を発見した場合の通告）

第二十五条

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りではない。この場合において、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

個人情報保護に関する法律

第二十三条

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

参考資料

厚生労働省 子ども虐待対応の手引き

文部科学省 学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き

北海道子どもへの虐待対応マニュアル



芽 室 町

発行:芽室町子育て支援課子育て支援係

☎62-9733



FAX 62-0121 E-mail kosodate@memuro.net

082-8651 河西郡芽室町東2条2丁目14番地 <https://www.memuro.net/index.html>

